

福生市の基準額 6,126 円(月額)

| 所得段階           | 対象となる方  | 保険料率         | 令和3年～5年度介護保険料(月額) |
|----------------|---|--------------|-------------------|
| 第1段階           | 生活保護被保護者、市民税世帯非課税で老齢福祉年金※1 受給者、前年の合計所得金額※2 と課税年金収入額の合計が 80 万円以下の方 | 基準額<br>×0.3  | 22,100円           |
| 第2段階           | 市民税世帯非課税で、第1段階に該当しない方で本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 120 万円以下の方         | 基準額<br>×0.45 | 33,100円           |
| 第3段階           | 市民税世帯非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 120 万円を超える方                    | 基準額<br>×0.7  | 51,500円           |
| 第4段階           | 市民税世帯課税で、本人が市民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円以下の方                | 基準額<br>×0.85 | 62,500円           |
| 第5段階<br>(基準段階) | 市民税世帯課税で、本人が市民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円を超える方               | 基準額<br>×1.00 | 73,500円           |
| 第6段階           | 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が 120 万円未満の方                                    | 基準額<br>×1.15 | 84,500円           |
| 第7段階           | 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が 120 万円以上 125 万円未満の方                           | 基準額<br>×1.20 | 88,200円           |
| 第8段階           | 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が 125 万円以上 210 万円未満の方                           | 基準額<br>×1.30 | 95,600円           |
| 第9段階           | 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満の方                           | 基準額<br>×1.50 | 110,300円          |
| 第10段階          | 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が 320 万円以上 400 万円未満の方                           | 基準額<br>×1.65 | 121,300円          |
| 第11段階          | 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が 400 万円以上 600 万円未満の方                           | 基準額<br>×1.80 | 132,300円          |
| 第12段階          | 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が 600 万円以上 800 万円未満の方                           | 基準額<br>×1.95 | 143,300円          |
| 第13段階          | 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が 800 万円以上 1,000 万円未満の方                         | 基準額<br>×2.10 | 154,400円          |
| 第14段階          | 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が 1,000 万円以上の方                                  | 基準額<br>×2.25 | 165,400円          |

- ※1. 「老齢福祉年金」とは、明治44年4月1日以前に生まれた方などで、一定の所得がない方、他の年金を受給できない方に支給される年金です。
- ※2. 「合計所得金額」とは、総合課税分（年金や給与、配当、譲渡など）と申告分離課税分（株式の譲渡所得、土地建物等の譲渡所得など）等の所得の合計金額で、扶養控除や医療費控除などの所得控除を引く前の金額です。ただし、短期・長期譲渡所得に係る特別控除がある場合は、特別控除額を控除した額になります。第1段階から第5段階の合計所得金額は、さらに公的年金等に係る雑所得金額を差し引いた額になります。